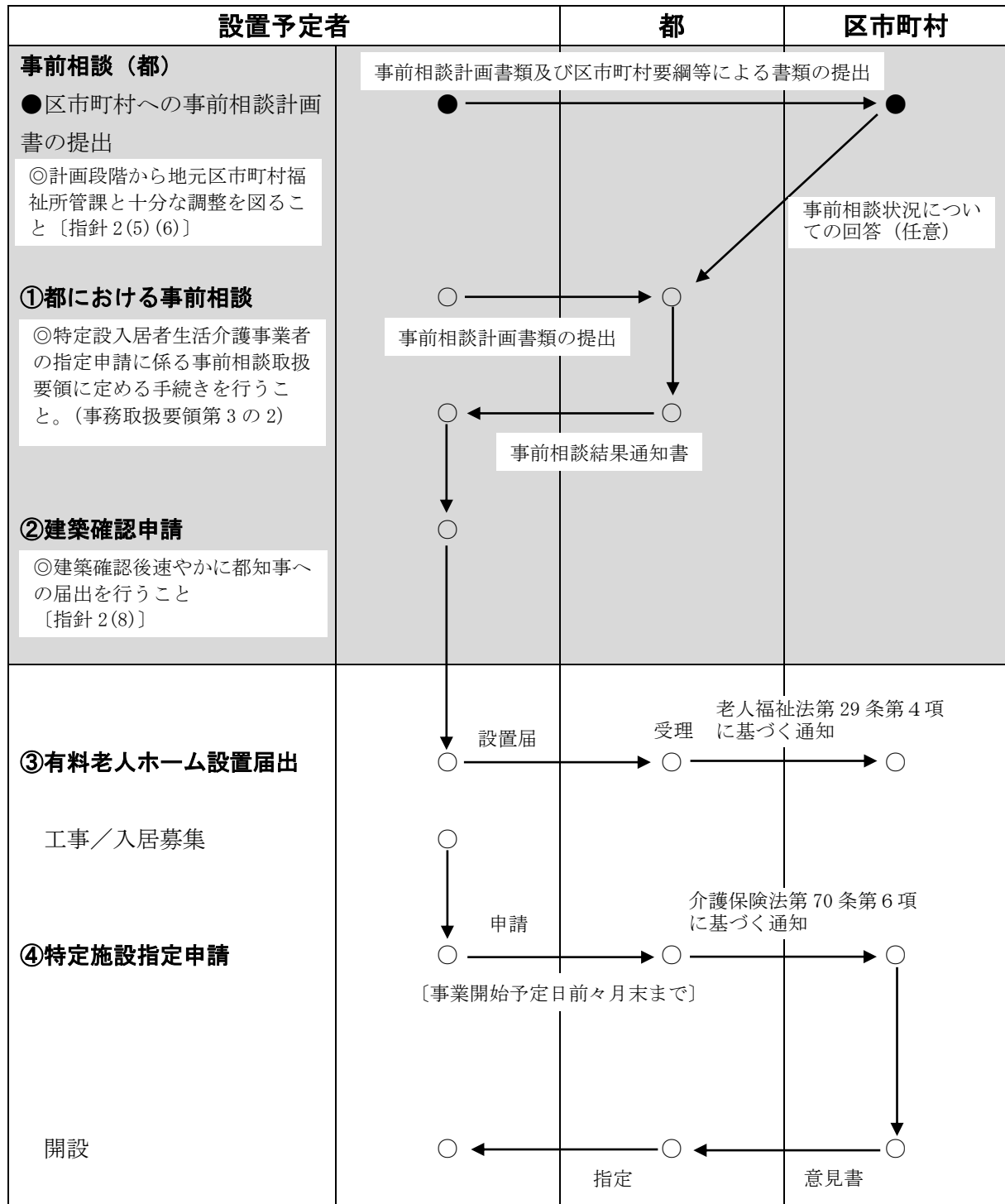


## 有料老人ホームの事務手続フロー



◇指針：東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

◇住宅型有料老人ホームについては、③の後、開設。

◇事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書により行う。

◇区市町村への事前相談計画書の提出時期は、各区市町村高齢者福祉主管課へお尋ねください。